

工事請負契約書 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工事工程表(以下「工程表」という。)を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、請負契約を変更する場合には変更後の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。</p> <p>3 受注者は、発注者から請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p><u>4 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>5 第1項の規定は、請負代金額が100万円未満の工事には適用しない。ただし、特別の必要がある場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>6 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p>	<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工事工程表(以下「工程表」という。)を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、請負契約を変更する場合には変更後の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。</p> <p>3 受注者は、発注者から請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定は、請負代金額が100万円未満の工事には適用しない。ただし、特別の必要がある場合は、この限りではない。</p> <p>5 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>
<p>(下請負人の通知)</p> <p>第8条 受注者は、工事の一部について下請負人を決定したときは、直ちに下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。</p> <p><u>(下請負人の健康保険等加入義務等)</u></p> <p><u>第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難と</p>	<p>(下請負人の通知)</p> <p>第8条 受注者は、工事の一部について下請負人を決定したときは、直ちに下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。</p>

なる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。